

朝中貿易交渉の経緯：一八八二年、派使駐京問題を 中心に

秋月，望

<https://doi.org/10.15017/24578>

出版情報：九州大学東洋史論集．13，pp.83-102，1984-10-30．九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：



朝中貿易交渉の経緯

——一八八二年、派使駐京問題を中心に——

秋 月 望

朝鮮の近代史の中で、一八八二年は一つの画期をなすといえる。一つには、米・英・独との修好通商条約に調印し

て西欧的な国際社会秩序の中へ本格的な第一歩を踏み出した年としてであり、いま一つには、壬午軍亂を契機とする対清従属の時代の出発点という意味においてである。壬午

軍亂が清軍によって鎮圧された直後、十月四日に朝中間で合意を見た朝中商民水陸貿易章程^①（以下、朝中貿易章程と略称する）は、従来の研究では、清の対朝鮮干渉策の一環として位置付けられ、そのもたらした結果にのみ注目されてきた。確かに、朝中貿易章程は、朝鮮が清の属邦である

ことを明文化した所謂属邦条項や、商権・司法権などの片務的内容を含んだもので、朝鮮に対する清の強権的干渉策・従属強要策の中で有効に活用されたことは事実である。

だが、朝中貿易章程の交渉過程から見ると、朝中通商形態の改編と、その通商問題と絡めて派使駐京を実現せんとして最初に提起したのは、朝鮮側であり、清側がこの章程を

発想し強要したとは言い難い。

本稿では、従来ほとんど触れられることのなかった朝中貿易章程の準備交渉の経緯を、その中でも特に、朝鮮側が提起した派使駐京の問題に焦点を合わせて論述する。それを通して、一八八二年の段階で、朝鮮は、その後の朝中間係にどのような構想と展望を持っていたのか、そして、それが中国との折衝の中でどのように変質した、あるいは変質させられたのかを明らかにする。

一

朝中間の通商関係改編の問題は、朝鮮の対欧米開国と連動したものである。まず、対欧米開国について概観しておく。

一八七〇年代に入ると、華夷世界に対する欧米列強の圧力が日増しに強まり、日・露両勢力が新たに登場したことによって、清にとっては、旧来の宗属体制の維持・再編成

が緊要の課題となった。清の外交を管掌していた北洋通商大臣李鴻章は、清の藩屏として重要な位置を占める朝鮮を宗属体制内に留め置くためには、列強の相互牽制と勢力均衡の場を朝鮮に作り出すのが最善の策であると考え、一八七九年夏、朝鮮政府に対し、対欧米開国の推進を勧告した。この勧告は、領中樞府事李裕元への密函という形で行われたが、華夷的名分論を固持せんとする朝鮮政府は、これを拒絶した。しかし、当時すでに朝鮮国内にも対欧米開国に肯定的な政治勢力が成長しつつあり、李鴻章の勧告を契機として、朝鮮政府も、激動する周囲の情勢に対応するため何らかの措置を講ずる必要のあることを認めるに至った。その一環として、間接的な西欧技術の習得をもって自強を計ることとし、武器製造・練兵術学習を目的とする天津への留学生派遣が決定された。その後幾時もなく、朝鮮政府は開国への方針転換をなすのである。

一八八〇年八月、第二次修信使として日本に渡った金弘集は、東京で駐日清国公使何如璋及び参贊官黄遵憲と数回にわたって会談した。金弘集の帰国に際して、何如璋は、黄遵憲の著わした『朝鮮策略』を金弘集に託し、金弘集は、十月二日の帰国報告時に高宗にこの本を献上した。『朝鮮策略』の到来は、次第に開国に傾きつつあった高宗とその側近に對米開国を決意させ、その後の朝鮮の對外政策にも

少なからぬ影響を与えた。『朝鮮策略』は、黄遵憲の手になるものだが、実質的には、何如璋の所見を文章化したものと考えてよい。その内容は、世界情勢全般と、朝鮮の置かれている国際環境を中国の洋務官僚の立場から解説した上で、朝鮮の開闢政策の変更を勧告したものである。具体的には、ロシアの脅威を最重視し、朝鮮の取るべき基本的對外戰略として、「親中国、結日本、聯美国」を挙げて、朝鮮の開国・均勢・自強の必要を説いたものである。何如璋の開国勧告は、中国のとるべき對朝鮮政策の一環として位置付けられたもので、彼の構想にあつては、朝鮮の對欧米開国に當つて、その交渉に中国が積極的に関与しそれを主導することが最重要課題とされた。このことによって、朝鮮と中国との間に特殊な關係、すなわち華夷の主従關係が存在することを欧米列強に認知せしめ、なお且つ、この機会に朝中關係自体も部分的であるにせよ国際公法の論理に合わせて改編する必要があると考えていた。何如璋は、日本の琉球処分の際の自身の交渉体験を通して、華夷的な紐帶關係が西欧的国際公法の論理の前では有効性を發揮し得ないことを悟り、朝鮮を中国の傘下に繋ぎ止めるためには、朝中關係のあり方そのものの再検討が不可欠だとの結論に達した。この年の十一月に、何如璋は「主持朝鮮外交議」を総理衙門と李鴻章に送り、自らの見解と方針を提示

した。

一方、李鴻章は、欧米列強・日・露のインパクトに対しては、旧来の華夷的宗属關係をもつて十分に対処することができ、藩属国としての朝鮮を喪失することはありませんと考えていた。華夷イデオロギーに基づく宗属關係に信頼を置く李鴻章の立場からは、朝中關係そのものを改編する必要は認められず、朝中紐帯關係の帰趨は唯一中国の自強運動の進展如何にかかっていると見做された。李鴻章にあつては、朝鮮の対米開国は、当面する日・露両勢力の朝鮮浸透の危機を切り切るための方策として位置付けられていた。従つて、李鴻章は何如璋の構想に賛意を示さなかった。李鴻章と何如璋の対朝鮮政策の基本構想は、欧米諸国への開国を朝鮮に勧告し誘導するというただ一点で一致しているにすぎず、その狙いや方法、また開国後の朝中關係の在り方については路線を異にしていた。

朝鮮の対欧米開国が決定・推進される段階で直接的な影響を受けたのは、李鴻章よりむしろ何如璋からであつたと考えられる。李鴻章が李裕元との書簡の往来というパイプしか有しなかつたのに対し、一方の何如璋は、金弘集との会談、『朝鮮策略』の作成と高宗への伝授、日本に密航して後に総理衙門の参謀官となつた僧李東仁との接触、紳士遊覽団のメンバーとの会談などによつて、朝鮮政府の実務

担当者と緊密な關係にあつた。もちろん何如璋は、出使大臣として李鴻章の意向を受けて動く立場にあつたが、この段階では両者の路線対立は最終的な調整を見るには至つていなかった。

修信使金弘集の帰国報告から九日目の十月十一日、朝鮮政府は重臣會議を開いて対米開国の方針を正式に決定した。この決定は、日本に密派された李東仁によつて翌月九日に何如璋に伝えられ、何如璋から李鴻章に報告された。翌年二月、天津への朝鮮人留学生派遣に関して中国に派遣された李容爾は、天津で直接李鴻章に朝鮮政府の開国決定を伝えた。

アメリカ海軍提督シュツフェルト (Robert W. Shufeldt) は、一八八〇年春、日本を介して朝鮮との条約交渉の実現を企図したが、修信使金弘集の来日時にもたらされた拒絶回答により交渉の糸口すら擱めずに終つた。その直後、何如璋からの報告でアメリカの動きを察知した李鴻章は、シュツフェルトを天津に招いた。八月末の会談で、李鴻章は、中国が宗主国として朝米条約の交渉を仲介することを約束し、シュツフェルトもこれに大きな期待を懸けた。こうした中での朝鮮政府の開国決定及び清への意思表示で、清を仲介役とする朝米交渉の前提条件は一応満たされたわけである。ところが、開国に反対する朝鮮国内の衛正斥邪

派は、激しい上疏運動を展開して政府の開国政策を糾弾した。^⑪ 反対運動を封じることのできなかった朝鮮政府は、対米開国問題を一時棚上げせざるを得なかった。

シュツフェルトは、対朝鮮条約交渉の全権として、一八八一年六月末に再び中国に來航した。しかし、この時点ではさしたる進展は見られず、李鴻章も朝鮮政府の回答待ちの状態であった。秋になって、ようやく朝鮮政府は開国に向けて隠密裏にはあるが動き始めた。その一つは、紳士遊覽団の一員として日本を訪れていた魚允中の中国訪問で、いま一つは、領選使金允植の天津派遣である。

魚允中は、訪日視察が完了した後、十一月一日、単独で長崎から上海に向かった。天津での李鴻章、天津海關道周馥との会談を始め、上海・南京などで洋務派人士と交わり、洋務関係の施設などを見学した後、長崎を経由して帰国した。^⑫ 朝鮮の使臣が定められた朝貢ルートを取らず、第三国を経由して海路で中国を訪れたという意味で、この魚允中の中国行は当時の朝中関係に照らして例外中の例外と言える。魚允中の中国派遣については、史料がほとんどなく不明瞭な部分が多いが、その任務は、対米開国・朝中通商問題・天津への朝鮮留学生派遣について中国側の意向を打診することにあったと推測される。^⑬ 詳しくは後述する。

一方、天津への朝鮮留学生の引率をその任務とする領選

使金允植は、十一月十七日にソウルを出発し、一月六日に北京に到着した。彼には、いま一つ、対米条約交渉に関する重要な極秘任務が与えられていた。一月十七日、保定府に下つて李鴻章と面談した際、高宗から託された密咨を伝達した。その咨文は、朝鮮の対米条約交渉を主導してくれるよう李鴻章に依頼するものであった。^⑭ 金允植が朝鮮側の代表として李鴻章との予備折衝に当つたが、李鴻章は二月六日の会議で、金允植に対して三月の下旬までに朝鮮の全権委員を天津に送るよう要請した。^⑮ シュツフェルトが、五月一日までに朝米条約交渉が妥結しなければ自ら朝鮮に渡つて決着をつけるとの意向を固めていたため、李鴻章としては早急に交渉に入る必要があつた。金允植は、直ちに李鴻章の要請について本国政府に伝達したが、結局、朝鮮側全権が天津に到着しないまま、三月二十五日に李鴻章―シュツフェルトの第一回会談が開かれ、朝米条約の草案作りが、中・米間で始められた。^⑯ 金允植は、全権資格のないことなどを理由に、米側と直接交渉する機会を与えられず、専ら李鴻章を通しての間接的な交渉への関与に終始せざるを得なかった。

二

一八八二年の三月二十一日、朝鮮政府は、魚允中・李祖

淵を一旦考選官に任命しながら、その後四月二日にこれを問議官と改めて中国に派遣することにした。魚允中・李祖淵は、四月四日にソウルを出発、陸路北上して鴨緑江を越え、營口からは海路を取り、烟台を経由して五月十五日に天津に到着した。²⁴この問議官への改任と派遣は、李鴻章の全権委員の派遣要請に応えるためのものであった。²⁵だが、朝鮮では、西欧的概念で言う全権使臣を派遣した前例はなく、この時も問議官には全権資格は与えられていなかった。²⁶その上、天津には、李鴻章が指定した期日からはるかに遅れて到着した。²⁷彼らが天津に到着した時、すでにシュツフェルトは李鴻章との間で合意を見た朝米条約草案を携えて、丁汝昌・馬建忠とともに朝鮮に向けて天津を発った後であった。結局、朝鮮政府は、朝米条約の草案立案過程での交渉に、直接には何ら参与することなく終った。

魚允中・李祖淵に課せられた任務は、①、アメリカとの通商条約について、李鴻章とその利害得失を論議すること。②、「開海禁・通商・派使駐京」²⁸について総理衙門・北洋大臣衙門と交渉することの二点にあった。前者については、すでに朝鮮での条約調印を待つばかりとなつてしまい、後者について中国側との交渉を行なうことのみが課題となつた。問議官一行が中国に入った直後、李鴻章は服喪のため職務を離れ、張樹声が北洋大臣を代行し、朝鮮関係の実務

は天津海關道周馥が担当していた。問議官兩名と金允植は、五月十六日に周馥を訪ね、²⁹朝中通商関係改編に関する朝鮮側提案を示し、李鴻章（在天津）にもこれを回付してくれるよう求めた。翌日、具体的提案内容を另録として添付した咨文を北洋大臣衙門に提出した。另録の内容は次の通りである。

一、通商・駐使を行う以上は章程を議定すべきである。ただ上国の裁定を仰ぐのみである。

二、朝鮮の咸鏡道、烏喇・寧古塔民人來市のことについては、かつて申し述べたことがある。今、ロシアと境を連ねるに至り、陸路通商の患を防がんとするならば、この市を廃止すべきであり、これをもつてその浸透を杜ぐ。かつ供饋するところの商民の規則を改めるべきである。新たに通商章程を定める時、別に一款を議し、奏して明らかにすべきである。

三、駐使を行う以上は、賀謝・陳奏などの事は必ずしも別に使臣を派遣せず、もし勅命のある時にも、これに順付すべきである。

四、使臣は資糧を自ら備え、従前の上国からの頒賜及び治路留館時の廩給は、これまた廃止すべきである。³⁰

朝貢関係を否定するともとれる相当大胆な提案である。朝鮮側では、この内容について、前年秋の魚允中の訪中時

に李鴻章の同意が得られたものと判断していた。金允植が今回の問議官の任務について述べた中に、

この外、別に中国との開海禁・通商・派使駐京の事あり。これ則ち、一齋（魚允中の号―筆者註）上年秋に來津したる時、すでに李中堂に言えるものなり。中堂大いにその言をもつて是となせり。^{③②}

と記している。

魚允中の一八八一年秋の訪中に關しては、前述したようにほとんど史料が残されていない。その中で、次期日本公使となる黎庶昌との南京における会談の記録が唯一の中国側史料である。^{③③}ここでは、朝中間の問題には全く言及されず、東アジア世界の情勢分析、日朝間の税則問題、朝鮮の対欧米開国問題などが語られている。黎庶昌が、東洋が改めて西法に倣う、閣下の意以為らく何如。貴国人の意中以為らく何如。^{③④}

と尋ねたのに対し、魚允中は、

彼の計を為すのは則ち善変と言うべきなり。その間、あるいは失当せるもの有るは、大体を論じてほばそれ小失なるべし。^{③⑤}

と答え、東洋（日本の意か）を國際公法的原理に則して改編すること自体には肯定的な考え方を示した。また、黎庶昌が、

力をもつて富強を求むるを第一義となす。富強はいずこに在りや。これ稍々西法を参用せざる能わず。而して、目前の急務はまた各国との通商をもつて要となすに似たり。^{③⑥}

との考えを示したのに対し、

万国と通じて後に富強を論ずべし。然らざれば徒に虚言なるのみ。^{③⑦}

と、魚允中も、朝鮮の富強を達成するためには、各国との通商關係の樹立が必要不可欠だとの認識を示した。魚允中は富強を実現するための開国通商に積極的であつたのみならず、その前提である國際公法的な論理・原則の導入をも肯定的にとらえていた。こうした考え方が、紳士遊覽團の一員として日本に滞在していた間に、何如璋・黃遵憲との接触などを通じて形作られていったことは、魚允中自身が語っているところである。李鴻章や周馥との会談においても、当然このような情勢分析と展望の上に立つて魚允中が会談に臨んでいたことは間違いない。ただ、果して金允植が言うように、李鴻章が一八八一年秋の段階で魚允中の提案に事前の了解を与えたか否かは、史料の上から明らかではない。その後の交渉過程では、中国側はそうした事前了解の存在を認めていない。

前述した朝鮮側の四項目の提案の中で、中国側が最も問

題視し、論難したのは、華夷的な朝中宗属關係に重大な関りを持つ派使駐京の提起であつた。派使駐京とは、文字通り使臣を派して北京に駐在させることであつたが、問題は、その使臣が公使と同様の性格を帯びている点であつた。四項目の提案に示された使臣の機能・任務から見てもそうであり、何よりも中国側ははつきりとこれを公使駐京要求と捉えたのである。³⁷⁾

朝鮮政府は、一八七六年の日韓修好条規締結以後、度重なる日本の公使駐京要求に強く反対していた。国際公法の見地から公使駐京を要求する日本に対し、一八七六年以後の日朝關係をあくまでも旧來の交隣關係の延長上に位置付けようとする朝鮮政府は、華夷的世界秩序を乱すものとして日本の要求を拒否し続けた。結局、一八八〇年十二月、花房義質公使の朝鮮国王謁見と国書の呈出を朝鮮政府が容認したことを契機に、日本公使のソウル駐在とその公使が國家慶弔、通商事務の任に当ることを朝鮮側が黙認するという形をとつて落着いた。³⁸⁾日本の無理強ひによると言うよりは、朝鮮自体が、対米開國を決意した中で国際公法的秩序の受容に寛大になつた結果と見るべきであらう。こうした経験に照らして、朝鮮政府は、公使駐京が華夷的な論理の中では是認されざるもの、かつ国際公法的原則に副うものであることを熟知していた。朝鮮の派使駐京提起では、

駐京使臣が賀謝・陳奏の事を掌り、勅命も駐京使臣に下付することとしている。また、使臣の資糧自備と中国からの領賜の廃止を挙げて、旧來の朝貢・回賜の關係を改めんとしている。朝鮮の言う駐京使臣は、その性格から言つて公使に近いものであり、朝鮮の派使駐京提起は、朝鮮が朝中關係の中に、西欧的な国際公法の論理を導入しようとしたものと言つて過言ではない。しかし、これらが直ちに華夷的な宗属關係を總体として否定するものとは言えない。³⁹⁾ただ、朝貢使・勅使の派遣往來、朝貢・回賜の關係は、宗属關係を体制として構成する重要な要素の一つである。その上、西欧的な国際秩序の論理の登場により、華夷的世界秩序が唯一無二の規範でなくなつた情況の下で、朝鮮が提起した駐京要求は、朝鮮が華夷世界から逸脱する危険性を孕んだものとして中国側に大きな衝撃を与えた。当然、この朝鮮の提案は、中国支配層内部に強い反発と非難を招いたが、それについては次節で述べることにし、ここではまず朝鮮側の四項目提起の背景について述べる。

朝鮮に対する中国による対米開國勸告には、李鴻章が李裕元及び訪中朝鮮使臣を通して行つたものと、何如璋・黃遵憲が訪日朝鮮官人との接觸を通して行つたものの二つのルートがあつた。中国側両当事者の対朝鮮政策の展望と戰略の違いから、朝鮮の対欧米開國構想をめぐって、特に朝

中関係の形態について両者間に相違があつたことについては前節で述べた。李鴻章が朝中の関係そのものに改編の必要性を感じていなかったのに対して、何如璋は、朝鮮の対欧米開国と連動させて朝中関係の改編を行うべきだとの認識に立っていた。^①黄遵憲の「朝鮮策略」には、対米開国を前提として、今後の朝中関係の在り方について次のように記されている。

中国と親しむに於ては則ち旧章を稍々変じ、日本と結ぶに於ては則ち速やかに条規を修定し、米国と連なるには於ては則ち速やかに善約を結ぶべし。而して即ち陪臣の北京常駐を奏請し、また使を遣わして東京に居せしめ、また使を遣わして華盛頓に駐せしめ、もって情報を通ずべし。而して即ち鳳凰庁貿易の拡大を奏請し、華商をして釜山・元山・仁川江各口に来航、通商せしめ、もって日本商人の壟断を防がん。(傍点―筆者)^②

東京・ワシントンと並んで北京への派使常駐を中国に奏請するよう勧告している。ところが、同年十一月月中旬に何如璋が自らの見解をまとめて総理衙門と北洋大臣衙門に送った「主持朝鮮外交議」では、「朝鮮策略」と同趣旨ながら使臣の派遣駐京については全く言及されていない。朝中商民の海路貿易の道を開くべきことを述べ

今日、時移り事変れり、中国の朝鮮を待するに、総じて須くやや旧章を変じ、まさによく補救すべし。^③

と一般論として「旧章の変通」を述べたに止まっている。「主持朝鮮外交議」に示された何如璋の構想は、朝鮮を対米開国せしめることの一点を除いて、李鴻章の容れるところとはならなかった。当時、朝鮮政府は、李鴻章・何如璋の間に存在したこのような対立について知る術はなかった。朝鮮の対外政策の実務担当者とも言うべき金弘集・魚允中・李東仁らは、何如璋・黄遵憲との接触を通じてその影響を強く受け、「朝鮮策略」は朝鮮の対外政策の手引き書として重用された。^④「即奏請陪臣常駐北京」という「朝鮮策略」中の記述が、将来の対中政策の指針として妥当性をもつものとして朝鮮政府に受け取られたことは想像に難くない。

朝中間の通商関係の改編及び派使駐京は、朝鮮側の利害とも一致していた。第一に、辺境開市の負担が大きく、北辺農村の疲弊が甚しかったこと。^⑤第二に、朝貢使・勅使の往來送迎の経費負担が過大であつたこと。^⑥第三に、一八七六年以降、通商経験に乏しく経済基盤の脆弱な朝鮮への日本の経済浸透が激化したため、朝鮮政府は、日本を牽制する必要性から中国商人の朝鮮進出を望んでおり、対欧米開国に向けて更にその欲求が強まっていたことなどからであ

る。従つて、朝鮮政府は、対米開国を決意した当初から中国との通商関係改編に強い関心を示した。一八八二年二月、賓客官李容肅は、朝鮮の対米開国決意を直接李鴻章に伝達するとともに、『朝鮮策略』中の疑問点を李鴻章に質した。その中で、

小邦、いま日本と開港・通商す。然るに、小邦は元々商規に暗く、欺詐を被るを恐る。上下みな願う。もし上国の商人を迎えて開港の諸処に來會し、互相交易すれば、情志すでに育み、依頼するところ必ず大ならんと言う。而してまた黄参贊の策略あり。即ち鳳凰庁貿易の拡大を奏請し、華商をして各口に來航・通商せしめ、もつて日人の壟斷を防がんとの語句あり。この論^④恐らく未だ如何なるかを知らず。伏して亮教を待つ。と、朝中通商関係について、李鴻章の意見を求めた。李鴻章は、

朝鮮は先きに海道貿易の例なし。いま既に外国通商を擬すれば、則ち華商の前往して貿易するのは、また禁ぜざるところなり。黄参贊の策略にいう日人の壟斷防止となるなり。將來、もし華商の前往して貿易するを願わば、まさに国王より實際の情形をもつて咨請し、核奏辦理せん^⑤。

と答えている。朝鮮の対米開国と朝中関係の再編を同時平

行的なものと捉えていた何如璋とは異なり、李鴻章は、朝中間における海路通商の開禁・商民貿易への転換を対欧米開国に付随するもの、二次的なものとしてしか見做さなかった。ちなみに、この時点で馬建忠が李鴻章の命によつて作成した「代擬朝鮮與各國通商約章」^⑥には、いわゆる属邦条項はない。ただ、第二款で、条約締結国はソウルに総領事のみを置き、在ソウル総領事は在北京公使の管轄下に置くものと規定されている。これは、朝中間に存在する宗属関係を欧米列強に承認尊重させんとするものには違いないが、何如璋が主張したように、宗属関係を西欧的論理に合わせて明文化する直接的なものとは異なる^⑦。ここにも、旧来の華夷的關係を信頼し、それを駆使して朝鮮の内政と対外政策を間接的に操縦すればこと足れりとする李鴻章の考え方が示されている。

ともあれ、朝中間の通商関係を改めることについて、李鴻章は『朝鮮策略』の方針に肯定的な見解を朝鮮側に伝えた。これに基づき朝鮮政府は、一八八一年秋の魚允中・李鴻章間の事前交渉を経て、一八八二年五月の前掲四項目の提案に至ったわけである。しかし、万全とも言える下準備を経て出されたはずの朝鮮の提案は、礼部の反発を招いたばかりでなく、北洋大臣衙門からも魚允中らが期待していた支援を得られなかった。

三

前述したように、一八八一年秋の魚允中の訪中の際に、開海禁・通商・派使駐京について李鴻章の了解が得られた、と魚允中・金允植側は理解していた。

五月十九日、魚允中・李祖淵・金允植は天津海關署に海關道周馥を訪ね、朝鮮側が提出した朝中通商関係の改編と派使駐京に関する提案について論議した。^①冒頭、周馥は、李鴻章が服喪中であることを告げ、今後の見通しとして、礼部の奏聞によって旨を奉じた後、総理衙門と北洋大臣衙門が通商章程の草案作りに着手することになるであろうことを伝えた。ところが、魚允中は、

この事、かつて伝相（李鴻章―筆者註）に謁してはば稟し、かつ大人と議に及べるものなり。而して、伝相いま丁憂、未だ具奏するに便ならざれば、則ち遅れて伝相の百日を過ぎたる後を待ちて稟議し奏せんことを請う。恐らく事情に合えり。礼部はただ朝貢を掌る。事によりては移咨すると雖も、重きを帰せるは則ち通商大臣衙門のみ。^②

と、朝貢事務を管掌する礼部からではなく、北洋大臣衙門、特に李鴻章の奏聞によることを強く望み、李鴻章の服喪期間（百日間）が終わるのを待ってでも李鴻章が主管するよ

う求めたのである。しかし、周馥・張樹声は、その後の会談でもまず北京礼部の奏聞という手順を踏むべきことを主張して譲らなかつた。これに対し、魚允中は、次のように述べている。

礼部は、常に成例に拘泥し、事々に阻抑をもつて事となす。措処を望むの恰好は、ただ中堂のこれを裁処するものなり。もし今駐使等の務といえども、また全てただ制台（張樹声―筆者註）を仰ぎて章程を議定するのみ。……総署が旨を奉じて飭議すれば必ず通商・駐使のことを連率すべし。後ちの進貢の事は礼部に帰すべけれど、その外の事務は、ひとえに総署及び通商衙門の指教を聴してこれを行うのみ。^③

魚允中自身、派使駐京の提案が朝貢体制と深く関わるものであることを知っており、それ故に、礼部の奏聞によることに強く難色を示し、北洋大臣衙門が初めから主導するよう求めたのである。すなわち、礼部が関与することにより、派使駐京と朝貢とは相容れないものとして朝鮮の提案は即座に却下される恐れが多分にある。唯一、事前の了解を与えた李鴻章及び北洋大臣衙門の積極的介入によって、通商と派使駐京を絡めて論議がなされることにのみ期待がかけられていたのである。ところが、魚允中が支援を期待していた北洋大臣張樹声、海關道周馥は、派使駐京問題に關す

る限り、全く冷淡であつた。

五月十九日の朝鮮側委員（魚允中・李祖淵・金允植）と周馥との一回目の会談で、辺境開市については周馥も改革の必要性を認めたが、派使駐京については、通商に関わりがない上中国が受け容れ難いものと論難した。

賀謝例表を駐京使臣に交して呈遞し、来往費用を藉逸せん等語につきては、これもと通商と涉るところ無し。将来、また徐々に商議し、機を見てこれをなすべし。

もし輒ち旧例を改めて論ずることわずかなれば、中国公論、必ず是非を生ぜん。而して、貴国の事大の典、また輕議更改に便ならず。嫌疑に涉るを至す。

将来的な含みは残しながらも、派使駐京の不可を説いた。

李鴻章はこの時まで天津に留まつており、この見解は、周馥個人のものでなく、李鴻章の意を受けたものであつた。これに対して、魚允中は次のように述べている。

もし字内無事なれば、本邦の不便なるものありと雖も、何ぞ敢て輕々に更張を議さんや。本邦の事を以てまさにこれを概ね述べし。本邦、いま俄、日の近壤に介し、外国かつ迭来して好を通ぜんとす。期内に自強を修め、万国と対立して憂を上国に胎せざらん。而して、本邦八道の地は中国の一小省に比するにすぎず。財賦の歳入は銀をもつて計るにわずかに三十万なり。而し

て、咸鏡半道は烏・寧互市に歸し、平安・黃海兩道は使价の往来に供給す。度支において領するを得ず。……今日の計をなすには、ただ旧典を守るは、自強して上国を拱衛するに如かざるなり。

さらに、六月三日の魚允中―周馥会談でも魚允中は、本邦五百年、世は文術を修むるも風俗は皆なお因循たり。もし大いに更張を加えざれば坐して不振を致す。前年、伝相に来謁して数件の事を稟し、今数件を咨請することある所以は、みな政治を更張せんとして然るなり。自ら上国、事々に旧章を變通するをもつて嫌わず。請により施行して乃ち藉手（力を措けること）有るべきのみ。

と述べている。ここに魚允中の朝中關係に対する考えが示されている。魚允中はまず、地理的に近接する日・露の存在を脅威として認識する。日・露兩勢力の存在と、対欧米開國が朝鮮の既定方針であることを前提として、朝鮮の自強を当面の最重要課題とする。そして、自強を達成するための必要条件として、対中關係における財政負担の輕減と、国内政治の更張を挙げる。朝鮮の「風俗なお因循なり」との批判は、欧米に対する開國に反対する衛正斥邪派に向けられたもので、魚允中の言う更張は、西欧的な國際公法の論理を朝鮮が受容することを含むと見てよい。さらに朝鮮

の自強問題は宗主国中国との関連において語られているのである。こうした魚允中の考え方を背景に、具体的な自強策として中国に提起されたのが、海路商民貿易の開始、辺境開市の改編、派使駐京の提案であった。ここで注意すべきは、魚允中が言うのは、あくまでも華夷的宗属関係に基づく藩屏としての朝鮮の自強であつて、朝中の関係を国際公法的な横の關係に置き換えようと言うのではない^②という点である。ところが実際に魚允中が提示した内容、特に派使駐京の提案は、駐京使臣の職務内容や機能・形態から言つて、華夷的関係の範囲を越え、国際公法的關係に踏み出す必然性を内包するものであつた。

天津での中国側窓口となつた周馥・張樹声は、実質的交渉に入る手続きとして、まず魚允中が咨文を礼部に上呈するよう繰り返し求めた。魚允中は、礼部を通さず北洋大臣衙門から奏聞してくれるよう再三要求したが容れられず、止むなく六月六日に北京に向け出発し、九日に咨文を提出し、二十一日再び天津に戻つた^③。

咨文を提出した翌日、六月十日の礼部尚書喜崇阿の奏摺には、次のようにある。

（朝鮮が）請うところの己開口岸における相互交易のことは、各口通商に関わり、差支えの有無は臣部の推量によるところなし。該国使臣の京師に常駐するにつ

いては、実に典礼において関わりあり^④。

魚允中の危惧した通り、礼部では、通商と派使駐京とを分離して、通商關係については礼部の関知するところではないとしたが、派使駐京問題は、典礼に関わることとして、礼部の管轄に属するものと見做した。礼部侍郎宝延は次のように朝鮮の提案に批判を加え、その取り扱いについて進言した。宝延は、まず、今回の朝鮮の提案が、朝鮮が中国を輕視し始めたことの表われであると断定した。すなわち、ビルマ・ベトナム・琉球が英・仏・日によつて華夷体制の枠外に奪い去られ、中国がそれを手を拱いて傍觀していた結果、朝鮮までも中国を輕んじるに至つたと言ふのである。その上で、朝鮮の提案の取り扱いについて論じる。中国がこの提案を拒絶すれば、朝鮮はますます中国から離反し、あるいは日本と手を結ぶ恐れすらある。しかし、朝鮮の派使駐京を認めれば、中国に使臣を駐在させている列強諸国と同様になつてしまい、当面は中国に恭順であるとしても、後日中国に対し尊大な態度を取る恐れがある。いずれも難点があるが、廷議において拒絶するならばそれでよし、万一、通商のみ許すとしても旧例に則して行ふべきだとして、次の二点を強調した。第一は、総理衙門の管轄としないこと、第二に、従来通り四訳館においてのみ貨物交易せしめることの二点である。すなわち、拒絶か礼曹管轄下での通

商かの二者択一を迫ったのである。^⑧

礼曹のこうした強硬論はあったが、結局、この日下された上諭では、通商と派使駐京を分離して、朝中の通商関係事務は総理衙門に移管して新たに通商章程を定めること、朝鮮の派使駐京は許さず、朝貢・陳奏については従来通り礼曹の管轄とすることに決せられた。総理衙門は、言うまでもなく西欧の国際公法の原則に基づいて対外関係进行处理する機構で、華夷体制内における対外関係を扱う礼部に対置されるものである。前年（一八八一）二月、朝鮮の洋務、すなわち朝鮮と欧米諸国間の案件処理についてのみ、その管轄が礼部から北洋大臣衙門及び駐日公使に移されていた。^⑨ここに至って、朝鮮と中国との関係においても、通商事務に限定してではあるが総理衙門が関与することになった。図式的に言えば、政治的関係においては旧来の華夷的な宗属関係をそのまま維持しつつ、その一方で、通商関係にのみ西欧的論理を持ち込んだ、いわば二元的な朝中関係が形作られたと言える。しかし、近代の通商関係が政治的関係と不可分なものである以上、両者を厳密に区別することは困難である。事実、これ以後の朝中関係は、従前の華夷的宗属関係とは質的に異なったものになっていく。清は、一八九四年まで、この二元的な朝中関係を巧みに利用して朝鮮への干渉・介入を強めるが、この点については稿を改め

て述べたい。

上諭の内容は、六月二十五日になって周馥から魚允植に伝えられた。^⑩翌日、周馥—金允植会談の席上で、中国が派使駐京を認めなかったことについて、金允植は次のように述べている。

余（金允植）曰く、魚一斎、往年中堂に見えたる時、この数件の事をもつて稟商す。今春に及び命を奉じて来たる。たまたま伝相の回籍にあたり、未だ踪跡^{グロ}覓^{グロ}（以前のことが揺れ動いて定まらないこと）たるを免れず。事は唐突に面したり。けだし駐使の事、もともと敢えて瀆請するの事にあらず。もし伝相在位なれば、必ず従容善処の道あらん。^⑪

この時点でも、朝鮮側は、李鴻章の服喪という突発的な事態がなかったならば、派使駐京についても承認を得られたのではないかと考えていた。すなわち、朝鮮の派使駐京問題については李鴻章の事前承認があったとの確信に立って、派使駐京却下の原因を、提案内容よりも手続き上の問題に求めたのである。しかし、周馥は、

咨文中、もし貢使仍ち留まりて北京に在り、以て往来の弊を省くの意をもつて辞をなさば、則ちあるいは事体において差支えなかるべきか。直ちに駐京公使を云えば、則ち恐らく不可なるべし。^⑫

と、朝鮮の提案内容自体に無理のあったことを指摘している。周馥は李鴻章の指示に従って対処していたわけで、その周馥が当初から魚允中の派使駐京提案に難色を示していたことと、金允植に対するこの発言を考え合わせると、公使的性格をもつ朝鮮使臣の北京駐在について李鴻章は、朝鮮の負担軽減のため、単に朝貢使臣の北京長期滞在—その形式・機能は定かではないが—を朝鮮が要請したものと理解してこれに同意したのではないかと推測される。結局、壬午軍乱後の九月、高宗は派使駐京提案について陳謝の咨文を中国に送り、二元的朝中関係への改編に「謝意」を表した。

これ以後、海路貿易と辺境開市の改革についてのみの通商章程の草案作りが始められることになっていたが、李鴻章の起復を待つ最中、ソウルで壬午軍乱が勃発し、中断を余儀なくされた。壬午軍乱が清軍によって鎮圧された後、十月四日、魚允中と周馥・馬建忠との間で朝中商民水陸貿易章程の草案に合意を見たのである。

註

(1) この章程は、調印・批准により成立したものではなく、中国皇帝の勅許によって成立したものである。魚允中の質問に対する返書の中で周馥は、

他国所定条約、必俟兩國之批准而後行、茲所定者章程、乃 朝廷所特允、一為彼比互訂之約章、一為上下所定之条規

と、成立過程の特異性—国際公約法的な原則に照らして—を説明している。〔清季中日韓關係史料〕第三卷(594)付件(3)、九八四ページ)『旧韓末条約彙纂』

(国会図書館立法調査局、一九六五年五月)には、あたかも、周馥・馬建忠と趙寧夏・金宏集・魚允中が一八八二年十月四日(光緒八年八月二十三日)に調印・成立したかの如き体裁で載せられており、他にも十月四日に成立したとする記述が論文・年表などに見られる。しかし、十月四日に朝鮮側委員が署名したのは中国側の草案に朝鮮が同意したことを意味するものにならず、十月十日に上奏されて二十三日に裁下された〔清季外交史料〕巻二九、総署奏議覆朝鮮通商章程摺)、この時点で成立したと見るべきである。

尚、以下の本文・註では、日付は陽暦を記し、必要に応じて(一)中に陰暦を付記するものとする。

(2) 例えば、次のような著作・論文がある。震檀学会『韓國史、最近世篇』、一九六五年十一月・中村義「洋務派の朝鮮政策について」、『山崎先生退官記念東洋史論集』、一九六七年・林明德『袁世凱与朝鮮』、一九七〇

年・金鍾圓「清の対朝鮮積極策の機縁」、『李海南先生華甲論叢』、一九七〇年・同「朝清商民水陸貿易章程の締結とその影響」、『韓国史』16、一九八一年・李陽子「清の対朝鮮政策と袁世凱」、『釜山史学』第五輯、一九八一年

(3) 権錫奉「李鴻章の対朝鮮列国立約勸導策について」、『歴史学報』第二十一輯、一九六三年・鈴木智夫「中国における国権主義的外交の成立」、『歴史学研究』四〇四号、一九七四年。

(4) 李裕元に関しては次の論文を参照せよ。原田環「朝中『兩截体制』成立前史—李裕元と李鴻章の書簡を通して—」、『近代朝鮮の社会と思想』、一九八一年。

(5) 権錫奉「領選使行についての一考察」、『歴史学報』第十七・十八合輯、一九六二年。

(6) 国史編纂委員会『修信使記録』、修信使日記卷二、大清欽使筆談。

(7) 権錫奉、前掲二論文・鈴木智夫、前掲論文・朴日根「美国の開国政策と韓美外交関係」、一九八一年。

(8) 「朝鮮策略」は、前掲『修信使記録』に収められている。

(9) 宋炳基「駐日清国公使何如璋の主持朝鮮外交議について」、『東洋学(檀大)』第十一輯、一九八一年・鈴木

智夫前掲論文。

(10) 『清季中日韓関係史料』第二巻、(342) 付件(1)、四三九—四四二ページ。

(11) 註(9)に同じ。

(12) 朴日根、前掲論文。

(13) 鄭玉子「紳士遊覧団考」、『歴史学報』第二十七輯、一九六五年。

(14) 『清季中日韓関係史料』第二巻、(342)、四三七—四三九ページ。

(15) 『清季中日韓関係史料』第二巻、(353)、四六一—四六二ページ。

(16) 奥平武彦「朝鮮開国交渉始末」、一九三四年、六六一—七九ページ。

(17) 李漢基「韓国及び日本の開国と国際法」、『学院院論文集(人文・社会科学篇)』No 19、一九八〇年、二二二—二二四ページ。

(18) 『従政年表』、辛巳九月六日条から同年十二月十四日条まで。

(19) 『清季中日韓関係史料』第二巻、(377)、五二五ページに

：魚允中稟称、現因由日本游歴大国、並天津叩見李爵中堂兩次、稟商及學習機器製造等事……

とある。この時、朝中間の通商について話しが出たことは、本文中に詳述する。

(20)『清季中日韓關係史料』第二卷、(389)、五四八ページ・『李文忠公全書』、奏稿卷四二、謹將朝鮮陪臣金允植投遞密書照鈔恭呈。

(21)『清季中日韓關係史料』第二卷、(389)、『陰晴史』辛巳十二月十八日条、

李曰、請軫達貴國王暨政府、如即派全權於二月初旬到津、使吾必從旁為力、俟議約稍有眉目、奏明派員、同美使前往近港、再行画押定議、若遲逾期限、只好聽美使自去矣。

(22)奥平武彦、前掲書、九三—九六ページ。

(23)『從政年表』 壬午二月初三日条・十五日条。二月初三日条には、

差考選官、衙門啓曰、天津所留学徒工匠、多有另為董檢之事、且有問議中国之事。

とあり、当初は天津留學生の監督のため考選官とされ、その後、中国に問議することに重点が移され、問議官と改められたのであろう。『陰晴史』、壬午三月二十八日条には、

初以考選為使銜、改以問議修好・定稅等事也、此外另有与中国、開海禁、通商・派使駐京之事。

とある。

(24)『從政年表』、壬午二月十七日条から三月二十八日条まで。

(25)直接これを示す史料はない。ただ、考選官任命の日は、二月六日の李鴻章—金允植会談から四十二日目で、その十二日後に問議官と改められている。当時、天津からソウルまで通常約一ヵ月半かかっており、あるいは、金允植の連絡が到着したことによって急遽選考官の任務が改められたのではなからうか。中国側では問議官を対米交渉のため朝鮮が派遣したものと思倣していた。四月中旬、李鴻章が領議政李最応に送った書簡の中で、茲將原定草本奉呈台覽、來員魚允中・李祖淵尚在途次、而美使未肯久留。已赴煙台。(『清季中日韓關係史料』第二卷、(394)附件(2)。)と述べている。

(26)、『陰晴史』、壬午五月十四日条。周馥と金允植との對話の中に次のような部分がある。

周曰、一齋(魚允中の号)此來、奉有全權之旨乎、與中国通商条約一事、可以独辦否、閣下亦当共議否、余(金允植)曰、一齋雖奉咨而來、共濟国事、豈敢不知乎、但敵邦本無全權之使、況陸路通商關係是枘有、豈可不稟本國、在此專斷乎。

これは、朝中通商交渉に關しての問答であるが、金允植の發言内容から見て、魚允中・李祖淵には對米交渉についての全權資格が与えられていなかったことは明白である。

(27) 三月末までに全權使臣を天津に派遣するようにとの李鴻章の要請に對し、金允植は時間的に無理であると反駁している。しかし、李鴻章は、營口から船便を利用すれば十分間に合うと自説を通した。魚允中一行は、李鴻章の言葉通り、途中海路をとったが、結局四十二日間かかっている。特に、營口から天津まで、船を利用したにもかかわらず十八日と異常に長時間を費しているのは不可解である。いずれにせよ、二月六日の会谈結果を朝鮮本国に報告し、朝鮮政府から三月末までに全權使臣を天津に送るということは、物理的に不可能である。

(28) 『從政年表』、壬午二月十七日条。

(29) 『陰晴史』、壬午三月二十九日条・『從政年表』、壬午三月二十九日条。

(30) 『從政年表』、壬午四月初一日条。

一、既行通商駐使、則可妥議章程、而惟仰上國之裁定耳。

一、朝鮮咸鏡道、烏喇・寧古塔民人來市之事、曾有稟

過、而到今俄境毘連、欲防陸路通商之患、則可廢此市、以杜其漸、且宜革供饋商民之規、可於新定通商章程時、另議一款、奏明。

一、既行駐使、則賀謝・陳奏等事、不必另派、如有勅命、亦可順付。

一、使臣自備資糧、從前上國頒賜及沿路留館時稟給、亦可永革。

(31) 『陰晴史』、壬午三月二十八日条。

此外另有與中國、開海禁・通商・派使駐京之事、此則一齋於上年秋來津時、已言於李中堂者也、中堂大以其言為是。

(32) 『清季中日韓關係史料』第二卷、(387) 附件(1)、五四四—五四七ページ。

(33) 同右
東洋改效西法、閣下意思以為何如、貴國人意中又以為何如。

(34) 同右
為彼計則可謂善變、其間或有失當者、可論大体而畧其小失。

(35) 同右。
以力求富強為第一義、富強何在、此不能不稍參用西法、而目前急務又似以與各國通商為要著。

(36) 同右。

通万国而後富強可論、不然徒虚言而已。

(37) 『陰晴史』壬午五月十四日条

(38) この交渉に当たっていた花房義質は、一八七七年十二月、礼曹判書趙寧夏に、清国同文館刊『星軺指掌』、『万国公法』の二書を送り、朝鮮政府に対し国際公法の受容とその規範の遵守を求めた。(田保橋潔『近代日鮮関係の研究』、上巻、六二三ページ・李光麟『韓国における万国公法の受容とその影響』、『東亜研究』第一輯、一九八二年。)

(39) 田保橋潔、前掲書、六二三―六二五ページ。

(40) 宗主国、藩属国間の華夷的關係を規定する要素として、坂野正高氏は次の四点を挙げている。①中国による藩属国統治者の冊封。②正朔を奉ずること。③中国との朝貢・回賜の關係。④イデオロギーとしての中華思想の存在。(『近代中国政治外交史』七六一七七ページ) 派使駐京問題は、このうち主として③に関わる。

(41) 註(9)参照。

(42) 註(6)参照。

於親中国則稍變旧章。於結日本則亟修条規、於聯美国、急締善約、而即奏請、陪臣常奏、北京又遣使居東京、或遣使往華盛頓、以通信息、而即奏請、推

広鳳皇庁貿易、令華商乘船來釜山・元山津・仁川港各口通商、以防日本商人之隴断。

(43) 註(10)参照。

今日時移事變、中国之待朝鮮總須稍變旧章、方能補救。

(44) 国際公法的論理・原則の教科書として、中国語訳された『万国公法』、『星軺指掌』、中国の鄭觀応の『易言』などが朝鮮にも入っていた。しかし、対欧米開国に直面して、具体的な対外政策の指針を示すものではなかった。

(45) 辺境開市については、寺内威太郎「李氏朝鮮と清朝との辺市について」、『駁台史学』58号(一九八三・三)・59号(一九八三・九)参照。

(46) 『清季中日韓關係史料』第二卷、(47)附件(2)、(3)に、「咸鏡道開市事畧」、「勅行迎送概略」がある。これは、魚允中が朝鮮側負担を算出して、五月二十日に周馥に提出したものである。

(47) 『清季中日韓關係史料』第二卷、(353)附件(1)。

小邦今与日本開港通商、然小邦素昧商規、恐被欺压、上下胥願倘邀上国商人來会開港諸处、互相貿易、情志既孚、依頼必大云、而又有黄参贊策略、即奏請推広鳳皇庁貿易、令華商乘船來開港各口通商、以防日

人壟斷之句語、此論恐未知如何、伏候亮教。

(48) 同右、附件(6)。

朝鮮向無海道貿易之例、現既擬与外国通商、則華商前往貿易亦所不禁、至於黃參贊策略防日人壟斷、將來如願華商前往貿易、必由国王將是在情形咨請核奏辦理。

(49) 同右、附件(5)。

(50) 約一年後の一八八二年三月下旬に周馥が作成した「代擬朝鮮与美国修好通商条約」(『清季中日韓關係史料』第二卷、(389)附件(2))には、第一款に朝鮮が中国の属邦であると明記されている。これは、何如璋が、「主持朝鮮外交議」の中で主張していたものであり、

一八八一年三月から一八八二年三月までの間に、朝鮮の対欧米開国をめぐる戦略において、李鴻章が何如璋の路線を採用した、あるいは、せざるを得なかったと言えよう。その背景には、当時対立が激化していたベトナムをめぐるの中仏關係があったものと考えられる。一八七四年の仏越条約で、中越宗属關係を國際公法の論理をもって否定したフランスは、一八八一年四月にベトナム北部に対する支配權の確立と、中国へのベトナムの入貢を阻止することとを決定した(『近代中国史事日誌』第一冊、六八二ページ)。清の駐仏英公

使曾紀沢はフランス政府に再三強硬な抗議を行うとともに、

仏越条約の否認を通告した。一八八二年四月には仏軍がベトナム北部に進駐し、遂には清仏戦争に至るのである。一八八二年五月十九日の周馥―魚允中會議における周馥の次のような発言は、フランスのベトナム侵略と属邦条項との關連を端的に示すものである。

昔年越南与法国議約通商、並不說明中国属邦字樣、現今法日益欺越、越弱不可支、中国欲申明大議与之爭、而法以不相碍為詞、盖大小相維、自強之道、即寓其中、若輔車無依、自易招侮、西人計詭、将来与貴國議約時、必有欲踵越南之故智者、請貴國勿為所惑、說明中国属邦字樣、於各国平行之礼不碍、於保邦之道有益無損、非中国要此虚体面也、智者當自知之。

(51) 『從政年表』、壬午四月初五日条・『清季中日韓關係史料』第二卷、(417)

(52) 『清季中日韓關係史料』第二卷、(417)附件(1)。

此事曾謁伝相略稟、且与大人議及者、而伝相現丁憂、未便具奏、則遲待伝相過百日後稟議請奏、恐合事情、礼部只掌朝貢、雖據事移咨、然歸重則通商大臣衙門耳。

(53) 『清季中日韓關係史料』第二卷、(417)附件(6)。

礼部每拘成例、事事以阻抑為事、望措処之恰好、是惟中堂裁処之、若今雖駐使等務、亦皆惟仰制台議定章程耳。……總署之奉旨飭議者、必連拳通商駐使之事、從後進貢之事、可歸礼部、其外事務、一聽總署及通商衙門指教而行之耳。

(54) 『清季中日韓關係史料』第二卷、(417) 附件(1)。

至謂賀謝例表交駐京使臣呈遞、藉免來往費用等語、此事本与通商無涉、然將來亦可徐徐商議、相機為之、若輒改旧例、微論中國公論、必生是非、而貴國事大之典、亦不便輕議更改、致涉嫌疑。

(55) 同右。

若字内無事、本邦雖有不便者、何敢輕議更張、以本邦之事、當概陳之、本邦今介於俄日近壤、外国且迭來通好、期內修自強、与万国对立、不貽憂於上國、而本邦八道地不過比中国一小省、財賦之入歲以銀計纔三十万、而咸鏡半道歸於烏寧互市、平安、黃海兩道供給使价往來、不得領於度支、……為今日計、只守旧典、恐不如自強而拱衛上國也。

(56) 註(53)に同じ。

本邦五百年、世修文術、風俗皆尚因循、若不大加更張、必坐致不振、所以於前年來謁伝相、稟過幾件事、今有咨請數事、皆欲更張政治而然、自上國事事不以

變通旧章為嫌、隨請施行、乃可藉手有為耳。

(57) 華夷の世界秩序と國際公法的世界秩序の相違、対立について、また、中国における國際公法の受容については、佐藤慎一「文明」と「万国公法」——近代中国における國際法受容の一側面」、『國際政治思想と對外意識』一九七七、を参照のこと。

(58) 『從政年表』 壬午四月二十一日条から壬午五月初六日条まで。

(59) 『清光緒朝中日交渉史料』 (104)。

所謂於已開口岸互相交易事、閔各口通商、有無窒礙、臣部無從懸擬、至該國使臣常駐京師、實於典禮有関。

(60) 『清光緒朝中日交渉史料』、(105)。

(61) 同右、(106)。

(62) 『陰晴史』、壬午五月十四日条。

(63) 同右、

余曰、魚一烹、往年見過中堂時、以此數件事、稟商、及今春、奉命而來、適值伝相回籍、未免踪跡艱艱、事面唐突、蓋駐使事、本非敢瀆請之事、若伝相在位、必有從容善處之道、

(64) 同右

咨文中倘以貢使、仍留在北京、以省往來之弊為辭、則或可無礙於事体否、直云駐京公使、則恐不可。